

宮崎県内の生産者の皆さんへ

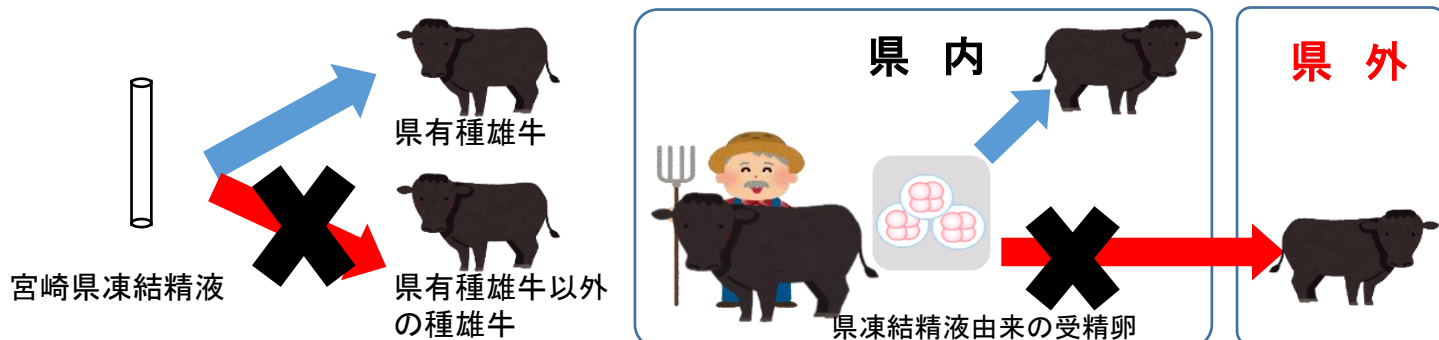
- 中国への和牛の受精卵等の不正輸出事案を受け、家畜遺伝資源に関わる法律の改正等が行われました。
- 県は、これまで生産者をはじめ関係機関と一緒に作り上げている宮崎県有種雄牛の凍結精液等を貴重な遺伝資源として、県内での有効活用をお願いしてきました。
- 今回、**県凍結精液や県凍結精液由来の受精卵の譲渡及び利用のルール**について生産者も理解し、守る必要があります。

○令和3年4月1日より守りましょう。

① 種雄牛づくりにつながる県凍結精液の利用はできません！

(県の改良基礎雌牛への指定交配は除きます。)

② 県凍結精液で作った受精卵は県外へ出してはいけません！



○県内におけるすべての精液・受精卵について

① 「特定家畜人工授精用精液等」に指定されています！

☑ 受払簿等により、在庫管理をしっかり行いましょう。

② 精液・受精卵を販売・譲渡する場合は、家畜人工授精所を開設してください！

- ☑ 家畜人工授精所で保管されている精液や受精卵でなければ、他者へ販売することができません。
- ☑ 精液や受精卵の購入する際には、販売元が家畜人工授精所を開設しているかを確認しましょう。

③ 精液・受精卵と証明書は必ず一体的に取り扱いましょう！

- ☑ 精液や受精卵の保存・譲渡・使用を行う際は、ストローと証明書を一体的に取り扱う必要があります。
- ☑ ストローの保存を家畜人工授精所へ委託する場合も、証明書と一緒に預けましょう。

裏面へ

○法令及び受精卵運用細則に関する問い合わせ

宮崎県畜産振興課肉用牛振興担当 0985-26-7138

宮崎県家畜防疫対策課防疫企画担当 0985-26-7139

家畜衛生保健所 宮崎 0985-73-1377 都城 0986-62-5151 延岡 0982-32-4308

○契約約款に関する問い合わせ

(一社)宮崎県家畜改良事業団 0983-22-3020

宮崎県凍結精液等譲渡・利用契約約款について

令和 3 年 4 月 1 日

一部改正令和 7 年 3 月 1 日

一般社団法人 宮崎県家畜改良事業団

一般社団法人宮崎県家畜改良事業団では、宮崎県の指示の下、家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和 2 年法律第 22 号）の施行を受けて、当事業団が販売等で譲り渡す全ての県凍結精液を当該法に基づく「家畜遺伝資源」とし、凍結精液証明書とともに利用条件を令和 3 年 4 月 1 日から定型約款（※）に定めることとお知らせします。

なお、令和 3 年 3 月 31 日以前に譲渡された県凍結精液においても令和 3 年 4 月 1 日以降に定型約款に基づいた利用条件となります。

※ 民法第 2 章第 1 節第 5 款に規定する「定型約款」（令和 2 年 4 月 1 日から施行）に該当するものとなります。

宮崎県凍結精液等譲渡・利用契約約款

この約款（以下「本約款」という。）は、一般社団法人宮崎県家畜改良事業団（以下「当事業団」という。）が販売等で譲り渡す県凍結精液（宮崎県凍結精液及び県凍結精液由来の受精卵譲渡・利用取扱要領定め）及び凍結精液証明書（以下「県凍結精液等」という。）の利用条件を定めるものです。

県凍結精液等を譲り受ける皆さま（以下「利用者」という。）には、本約款に従って、県凍結精液等を御利用いただきます。

第 1 条（適用）

本約款は、利用者と当事業団との間の県凍結精液等の利用に関わる一切の関係に適用させていただきます。

第 2 条（禁止事項）

利用者は、県凍結精液等を利用するに当たり、以下の行為をしてはいけません。

1. 家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律並びに宮崎県凍結精液等及び県凍結精液由来受精卵譲渡・利用取扱要領などの関連規程に違反する行為
2. 県凍結精液等を宮崎県外に持ち出すための行為
3. 県凍結精液等を宮崎県有種雄牛以外の種雄牛造成に利用する行為
4. 宮崎県外に持ち出す受精卵の作出に県凍結精液等を利用する行為
5. 宮崎県肉用牛改良委員会又は当事業団運営委員会肉用牛部会で承認を受けた県凍結精液等はこの限りではない

第 3 条（損害賠償）

利用者がその責めに帰すべき事由により本約款に違反し、これにより当事業団に損害を与えた場合、利用者は、当事業団に対し、その損害を賠償するものとします。

第 4 条（責務）

利用者が改良協会の場合は授精師に、授精師の場合は最終利用者（＝生産者）に対して、本約款と同様の内容を遵守することを義務づけなければいけません。

第 5 条（約款の変更）

当事業団は、必要と判断した場合には、利用者に通知することなく本約款を変更することができるものとします。